

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会
教育長 佐 藤 一 男

岩手県教育委員会規則第 4 号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> (8) [略] [略]</td></tr><tr><td>教職員課</td><td>人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] [略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 2 [略] (附属機関) 第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。 (1)～(5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> (8) [略] [略]	教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] [略]	[略]		(分掌事務) 第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>学校教育室</td><td>[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) [略] [略]</td></tr><tr><td>教職員課</td><td>人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] (12) <u>教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> [略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 2 [略] (附属機関) 第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。 (1)～(5) [略] (6) <u>岩手県教育職員免許状再授与審査会</u> (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]	室及び課	分掌事務	[略]		学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) [略] [略]	教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] (12) <u>教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> [略]	[略]	
室及び課	分掌事務																				
[略]																					
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> (8) [略] [略]																				
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] [略]																				
[略]																					
室及び課	分掌事務																				
[略]																					
学校教育室	[略] 学力向上担当の分掌事務 (1)～(3) [略] (4) <u>グローバル人材の育成に関すること</u> <u>。</u> [略] 産業・復興教育担当の分掌事務 (1)～(6) [略] (7) [略] [略]																				
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(11) [略] (12) <u>教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u> [略]																				
[略]																					

<u>(10)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(11)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。